引上げ分に係る地方消費税収の使途について

平成27年4月1日から消費税率(国・地方)が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について、使途を明確化(社会保障施策に要する経費への充当)することとされています。

下記のとおり、地方消費税交付金の社会保障財源分につきましては、令和4年度太良町 一般会計予算において社会保障施策に充当することとしています。

(歳入) 地方消費税交付金 178,657 千円うち社会保障財源分 103,156 千円

(歳出) 264,705 千円

(単位:千円)

	業名	経費		財		Ü	原
事			特 定 財 源			一般財源	
			国 県 支出金	地方債	その他		消費税交付金 (社会保障財源化分)
社会福祉	子どもの医療費助成	29, 382	6, 445		200	22, 737	14, 000
社会保険	杵藤広域圏 組合負担金 (介護保険費)	201, 856				201, 856	62, 156
保健衛生	定期予防接 種委託料	33, 467	305		6, 000	27, 162	27, 000
合	計	264, 705	6, 750		6, 200	251, 755	103, 156